

茨城県報 号外(2)

昭和43年6月6日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●道路の区域変更(9件)(道路補修課)	
県道 横塚真壁線.....	1
〃 下妻真壁線.....	2
〃 筑波公園線.....	2
〃 大子黒羽線.....	3
一般 国道118号線.....	4
県道 高部栃原線.....	4
〃 諸沢西金停車場線.....	5
〃 石井大子線.....	6
〃 伊王野町付大子線.....	6
●道路の供用開始(9件)(〃)	
県道 横塚真壁線.....	7
〃 下妻真壁線.....	7
〃 筑波公園線.....	7
〃 大子黒羽線.....	8
一般 国道118号線.....	8
県道 高部栃原線.....	9
〃 諸沢西金停車場線.....	9
〃 石井大子線.....	10
〃 伊王野町付大子線.....	10

告 示

茨城県告示第668号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 横塚真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡協和町大字横塚字町 282番地先から 真壁郡真壁町大字長岡字大道端 410番地先 県道岩瀬真壁線交点 まで	旧	メートル 3.6~11.5	メートル 10,147.5	
真壁郡協和町大字横塚字西915番 地先一般国道50号線分岐から 真壁郡真壁町大字長岡字大道端 410番地先 県道岩瀬真壁線交点 まで	新	3.6~19.0	10,777.5	

茨城県告示第669号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下妻真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字飯塚 字7番耕地400番地先から	旧	メートル 8.0~10.0	メートル 260.0	
同 郡同 町大字同 字6番耕地361番地先まで	新	8.0~15.0	265.0	

茨城県告示第670号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 筑波公園線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字国松 字西八反田317番地先から	旧	メートル 6.0~15.0	メートル 819.0	
同 郡同 町大字沼田字上の坪 1404の1番地先まで	新	8.0~28.5	763.4	

茨城県告示第671号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大子黒羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字字近町 1098の2番地先から	旧	メートル 5.0~8.0	メートル 317.0	
同 郡同 町大字字近町 1398の1番地先まで	新	9.0~17.0	317.0	
久慈郡大子町大字塙字手崎 633の2番地先から	旧	5.0~13.0	636.5	
同 郡同 町大字塙字城下 825の1番地先まで	新	10.0~17.0	636.5	
久慈郡大子町大字上金沢字北向 232の1番地先から	旧	3.5~8.0	229.0	
同 郡同 町大字上金沢字北向 257の1番地先まで	新	9.0~21.0	229.0	

茨城県告示第672号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字久野瀬 字近くり974番地先から	旧	メートル 6.0~8.0	メートル 85.0	
同 郡同 町大字久野瀬字見切 979の6番地先まで	新	8.0~12.0	85.0	

茨城県告示第673号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 高部栃原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字栃原字淀子 800番地先から	旧	メートル 2.0~4.5	メートル 228.0	
同 郡同 町大字栃原字淀子 982の1番地先まで	新	7.0~13.0	228.0	

茨城県告示第674号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 諸沢西金停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字西金字湯向 842の1番地先から	旧	メートル 3.0~4.0	メートル 105.0	
同 郡同 町大字西金字湯向 835の1番地先まで	新	6.0~7.0	105.0	
久慈郡大子町大字西金 字五隣曾根815の1番地先から	旧	3.0~4.0	170.0	
同 郡 同町大字西金 字五隣曾根799の1番地先まで	新	6.0~7.0	170.0	
久慈郡大子町大字西金字アタ峯 429の2番地先から	旧	3.0~5.0	87.0	
同 郡同 町大字西金字アタ峯 429の2番地先まで	新	5.5~8.0	87.0	
久慈郡大子町大字西金字アタ峯 439の1番地先から	旧	2.5~4.0	78.0	
同 郡同 町大字西金字アタ峯 429の5番地先まで	新	4.5~5.0	78.0	
久慈郡大子町大字西金字横道 442の1番地先から	旧	3.0~4.5	265.0	
同 郡同 町大字西金字湯沢川 512の1番地先まで	新	5.5~7.0	265.0	
久慈郡大子町大字西金字湯沢川 512の1番地先から	旧	2.5~3.5	30.0	
同 郡同 町大字西金字湯沢川 504の1番地先まで	新	12.0~12.5	30.0	

茨城県告示第675号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石井大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字中郷 字唐竹久保2747番地先から	旧	メートル 2.0~5.0	メートル 220.0	
同 郡同 町大字中郷字反田 2444番地先まで	新	4.5~12.0	220.0	

茨城県告示第676号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 伊王野町付大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字上野宮字本宮 1084の1番地先から	旧	メートル 3.5~4.0	メートル 138.0	
同 郡同 町大字上野宮字本宮 1062の1番地先まで	新	6.0~11.0	138.0	
久慈郡大子町大字町付字古宿 1279の2番地先から	旧	4.5~6.0	64.0	
同 郡同 町大字町付字城の内 1317番地先まで	新	9.5~11.0	64.0	

久慈郡大子町大字下野宮 字戸の内1339の1番地先から	旧	4.5~5.0	200.0
同 郡同 町大字下野宮 字戸の内前1374の1番地先まで	新	10.0~11.0	200.0

茨城県告示第677号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 横塚真壁線
- 2 使用開始の区間 真壁郡協和町大字横塚字西915番地先から
同 郡同 町大字横塚字町282番地先まで
- 3 使用開始の期日 昭和43年6月6日

茨城県告示第678号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 下妻真壁線
- 2 使用開始の区間 真壁郡真壁町大字飯塚7番耕地400番地先から
同 郡同 町大字同6番耕地361番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年6月6日

茨城県告示第679号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 筑波公園線

- 2 使用開始の区間 筑波郡筑波町大字国松字西八反田317番地先から
同 郡同 町大字沼田字上の坪1404の1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年6月6日

茨城県告示第680号

道路法(昭和27年法律第180条)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 大子黒羽線

- 2 供用開始の区間

区 間	延 長
久慈郡大子町大字字近町1098の2番地先から 同 郡同 町大字字近町1398の1番地先まで	メートル 317.0
久慈郡大子町大字字城下825の1番地先まで	636.5
久慈郡大子町大字上金沢字北向232の1番地先から 同 郡同 町大字上金沢字北向257の1番地先まで	229.0

- 3 供用開始の期日 昭和43年6月6日

茨城県告示第681号

道路法(昭和27年法律第180条)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道118号線

- 2 供用開始の区間

区 間	延 長
久慈郡大子町大字久野瀬字近くり974番地先から 同 郡同 町大字久野瀬字見切979の6番地先まで	メートル 85.0

- 3 供用開始の期日 昭和43年6月6日

茨城県告示第682号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 県道 高部栃原線

2 供用開始の区間

区 間	延 長
久慈郡大子町大字栃原字淀子800番地先から 同 郡同 町大字栃原字淀子982の1番地先まで	メートル 228.0

3 供用開始の期日 昭和43年6月6日

茨城県告示第683号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 県道 諸沢西金停車場線

2 供用開始の区間

区 間	延 長
久慈郡大子町大字西金字湯向842の1番地先から 同 郡同 町大字 同字 同835の1番地先まで	メートル 105.0
久慈郡大子町大字西金字五隣曾根815の1番地先から 同 郡同 町大字 同字 同 799の1番地先まで	170.0
久慈郡大子町大字西金字アタ峯429の2番地先から 同 郡同 町大字 同字 同 429の2番地先まで	87.0
久慈郡大子町大字西金字アタ峯439の1番地先から 同 郡同 町大字 同字 同 429の5番地先まで	78.0
久慈郡大子町大字西金字横道442の1番地先から 同 郡同 町大字 同字湯沢川512の1番地先まで	265.0
久慈郡大子町大字西金字湯沢川512の1番地先から 同 郡同 町大字 同字 同 504の1番地先まで	20.0

3 供用開始の期日 昭和43年6月6日

茨城県告示第684号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 県道 石井大子線

2 供用開始の区間

区 間	延 長
久慈郡大子町大字中郷字唐竹久保2747番地先から 同 郡同 町大字 同字反田2444番地先まで	メートル 220.0

3 供用開始の期日 昭和43年6月6日

茨城県告示第685号

道路法(昭和27年法律第180号)第18項第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和43年6月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年6月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 県道 伊王野町付大子線

2 使用開始の区間

区 間	延 長
久慈郡大子町大字上野宮字本宮1084の1番地先から 同 郡同 町大字 同 字 同1062の1番地先まで	メートル 138.0
久慈郡大子町大字町付字古宿1279の2番地先から 同 郡同 町大字 同字城の内1317番地先まで	64.0
久慈郡大子町大字下野宮字戸の内1339の1番地先から 同 郡同 町大字 同 字戸の内前1374の1番地先まで	200.0

3 供用開始の期日 昭和43年6月6日

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所